

今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）たたき台

令和7年12月5日

中央教育審議会教員養成部会

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ

養成・採用・研修の各段階における教師の能力育成イメージ(たたき台)

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、養成・採用・研修の各段階において、教職課程の学生、教師が、生涯を通じてそれぞれの強み・専門性を伸ばせるような仕組みにしていけることが必要。
- 養成段階では、共通で学ぶべき内容を再構造化した上で、専門的な学修に基づく強み・専門性も含めた教師養成を行う。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて身に付けた強み・専門性を更に伸ばせる機会を提供し、免許の上進がより可能となるようにする。

高校段階

- ✓ 地域卒業等を通じ、高校生が教師の業務を体験し、教職の魅力を感じることのできる機会を創出。

なり手の
すそ野拡大



養成段階

- ✓ 大学教育全体を通じた教師の養成を徹底。
- ✓ 免許状取得に必要な事項として共通で学ぶべき内容を体系化するとともに、学びを最適化。
- ✓ コアカリキュラムの見直し、デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ✓ 学生が所属している学部等での専門的な学修や、学生が身に付けたいと思う専門分野の学修や他資格との併有等に取り組みやすいようにする。

多様な専門性を持った
学生が教師に

例：心理等の専門性



教師としての基礎能力

採用段階

- ✓ コアカリキュラムやCBT等と連動した内容による採用試験（一次試験の共同実施等）を実施。
- ✓ 採用内定を受けた学生が入職までに現場へ入れる仕組みを構築することで、早期離職やミスマッチを防止。

全国レベルでの教師の
質確保

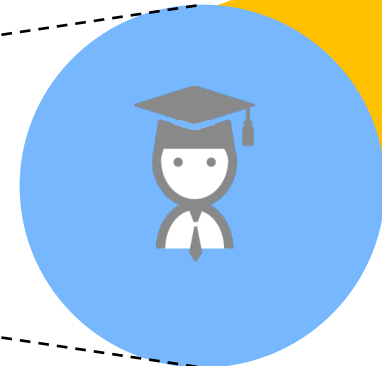


採用時に求められる能力基準

研修段階

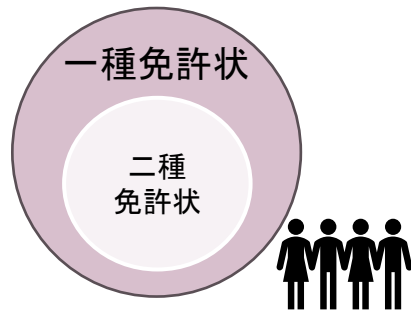
- ✓ 初任者研修と養成段階における学びのデジタルコンテンツの共有や併用を可能とする。
- ✓ 養成段階の学びの履歴を入職後も引き継ぐ仕組みを検討。
- ✓ 中堅研においては、個人の強みを伸ばしつつ、修士レベルの学修にも位置づけることで、教師の資質能力を抜本的に向上。

各教師の強みを継続的に
伸ばすことで「チームとしての
学校」の機能を強化



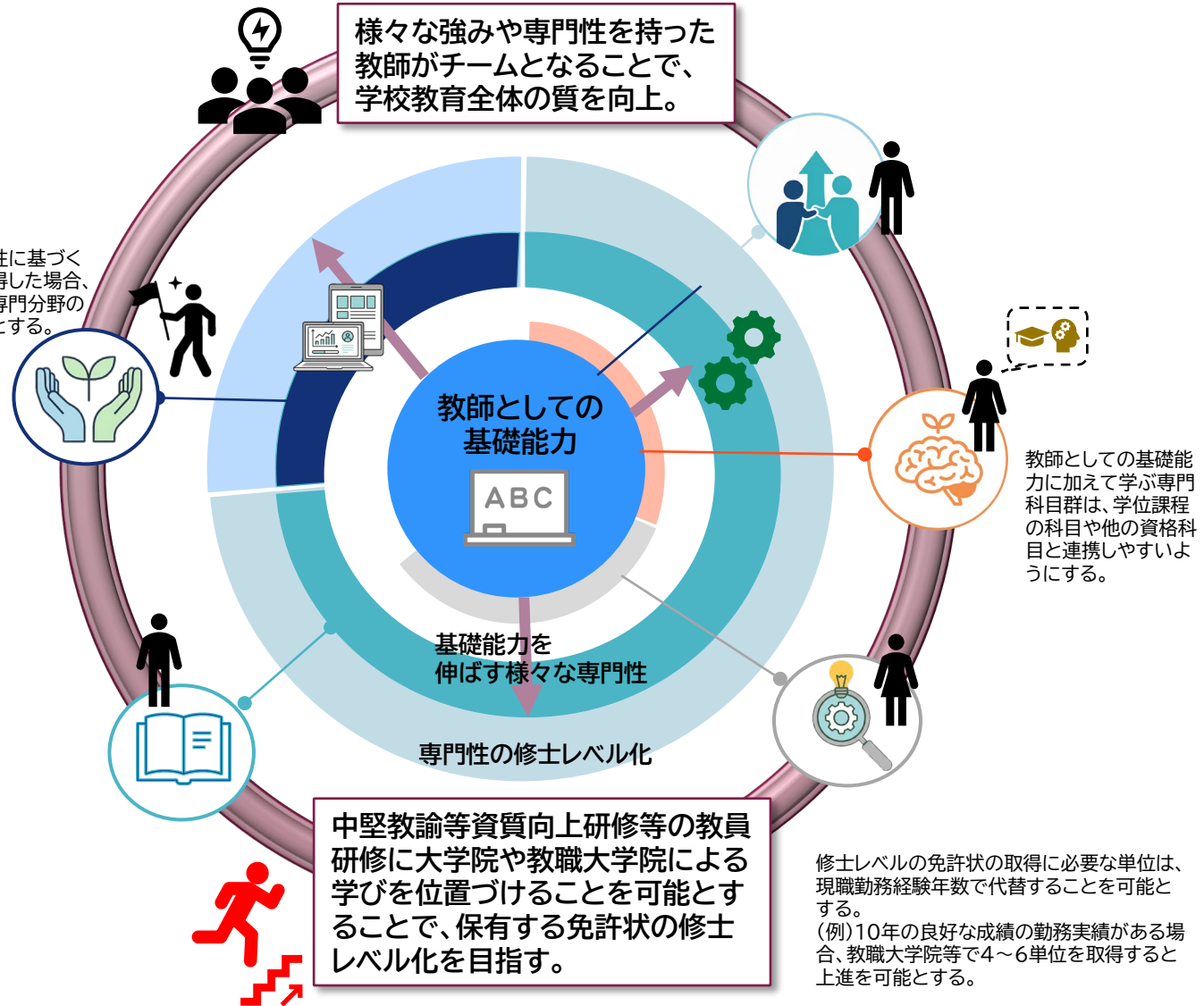
教員免許状の見直しを通じた教師集団の育成イメージ(たたき台)

現行制度



- 大学により多少異なるものの学ぶ内容はほぼ同じ
- 同質性の高い教員集団
- 開放制では学位課程との両立が困難
- 二種免(短期大学士)と一種免(学士)で免許状の効力は同じだが、二種免は一種免への上進努力義務がある
- 一種免と二種免で学ぶ事項は同じ(単位の積み上げ式)

特定の専門性に基づく科目群を修得した場合、免許状への専門分野の付記を可能とする。



身に付けた強み・専門性を可視化し、かつ現職教員が保有する免許状の修士レベル化を目指すとともに、大学と教育委員会・学校現場との連携を更に強化することを目的とした改正を行う。

教職課程の見直しイメージ(たたき台)

教員養成部会「論点整理」より

- ✓ 現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す
- ✓ 学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- ✓ 教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- ✓ 学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討

ワーキンググループでの主な意見

- ✓ 教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事
- ✓ 教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- ✓ 次期学習指導要領と同様に、教職課程においても学生の主体的・対話的で深い学びの実装が必要
- ✓ 個別の要素だけでどの科目を何単位ということではなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展望する発想が重要
- ✓ 学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教員と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- ✓ 専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要

【見直しの考え方】

(1) 免許状取得に必要な事項・科目区分を以下のように再構成

- ◆ 教科(領域)等の指導法
- ◆ 教育及び幼児、児童又は生徒の理解

(2) 新たな教育課題に対応する事項を追加

- ◆ 教員養成フラッグシップ指定大学による先導的な取組
- ◆ 次期学習指導要領の基盤となる考え方

① 全ての教職課程で学ばべき内容(共通性)
② 各大学等での独自の学び(多様性)
双方の見直しを通じた教員養成の質の向上

(3) 大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる様々な強みや専門性を持った柔軟な教職課程の実現

- (強みや専門性を伸ばす科目の例)
- ◆ 指導法や児童生徒理解に関する科目
 - ◆ 他の免許や資格科目
 - ◆ 教科の専門性に関する科目 等

デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化
自治体や教育委員会等との連携

「教師としての基礎能力」の考え方(たたき台)

【カリキュラムのデザイン原理】

- 大学の授業が「主体的・対話的で深い学び」を実践するものとなるべき
- カリキュラムの「量」でなく「質」を重視する
- 「理論」と「実践」を子供の学ぶ姿において統合する

前ページ【見直しの考え方】と【カリキュラムのデザイン原理】をふまえ、「児童生徒理解」と「教科の指導」の二本を柱とした再構造化を図る。
「教師としての基礎能力」となる免許状の要件の考え方は以下のとおり。

共通

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授受を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進める。

学校種毎の主な考え方

- ① 幼稚園 短期大学における保育士資格との併有も念頭に置き、保育士養成課程との更なる連携を図る。
- ② 小学校 目的養成であることをふまえ、学位課程・教職課程それぞれにおいて学ぶ内容を整理する。
- ③ 中学校・高等学校 開放制による養成を念頭に置き、学位課程で学ぶ専門性を活かした教員養成を目指す。
- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護（栄養に係る教育）及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。
- ⑤ 特別支援学校 基礎となる免許状の見直しをふまえ、特別支援教育に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

教育職員免許法施行規則の見直しイメージ(たたき台)

<幼稚園> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	12
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		14	2

計 51 31

※上記に加え、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭は免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要

※小学校、中学校は「介護等体験」が必要

見直し（ベース）

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
領域の指導等に関する科目	- 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） - 領域に関する専門的事項 - 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 - 教育における多様性の包摂 - 幼児理解 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 教育データの活用及び人工知能
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む）
教職実践演習	教職実践演習

※単位数と事項の詳細は、今後幼児教育作業部会で検討を行う。
※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形で
の再構造化を検討

<小学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	16
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は1単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から2教科以上を含み1単位×6教科		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		2	2
計		59	37

見直し（ベース）

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
教科指導等に関する科目	- 教科に関する専門的事項 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） - 道徳の理論及び指導法 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び情報通信技術 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 - 教育における多様性の包摂 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 - 教育データの活用及び人工知能
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）
教職実践演習	教職実践演習

※単位数と事項の詳細は今後小学校作業部会で検討を行う。
 ※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

<中学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免8単位、二種免2単位	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6
教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	5 2
大学が独自に設定する科目		4	4
計		59	35



見直し（ベース）

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
教科指導等に関する科目	- 教科に関する専門的事項 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） - 道徳の理論及び指導法 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び情報通信技術 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 - 教育における多様性の包摂 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 - 教育データの活用及び人工知能
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）
教職実践演習	教職実践演習

※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業部会で検討を行う。
 ※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

<高等学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 4単位	24
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8
教育実践に関する科目	教育実習	3
	教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目		12

計 59

見直し（ベース）

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
教科指導等に関する科目	- 教科に関する専門的事項 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） - 総合的な探究の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び情報通信技術 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 - 教育における多様性の包摂 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 - 教育データの活用及び人工知能
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む）
教職実践演習	教職実践演習

※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業部会で検討を行う。
 ※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

＜養護教諭＞現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	養護実習	5	4
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		7	4
計		56	42

見直し



※教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループで示された免許状の見直しの方向性をふまえ、養護教諭・栄養教諭作業部会において、養護教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

<栄養教諭> 現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2
	教職実践演習	2	2
計		22	14

見直し



※教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループで示された免許状の見直しの方向性をふまえ、養護教諭・栄養教諭作業部会において、栄養教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

<特別支援学校教諭>現行

特別支援教育に関する科目			一 種 免	二 種 免
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
計			26	16

見直し

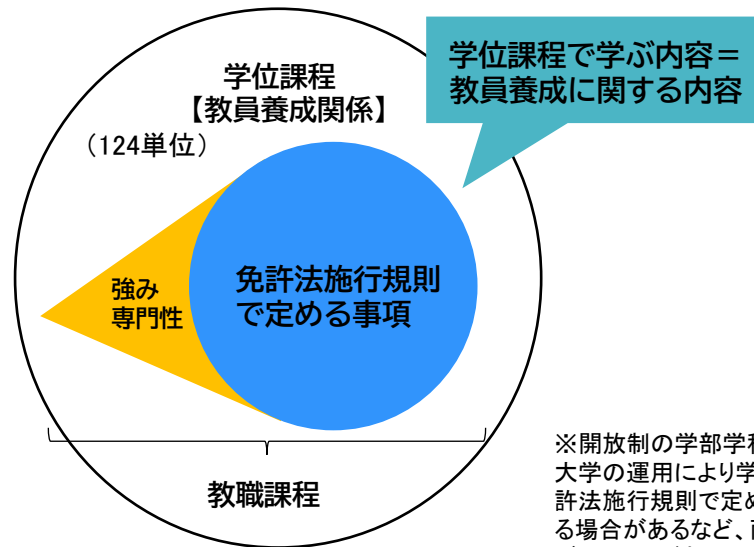


※基礎となる幼稚園・小学校・中学校・高等学校の免許状の見直しの方向性をふまえ、特別支援教育作業部会において、特別支援学校教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

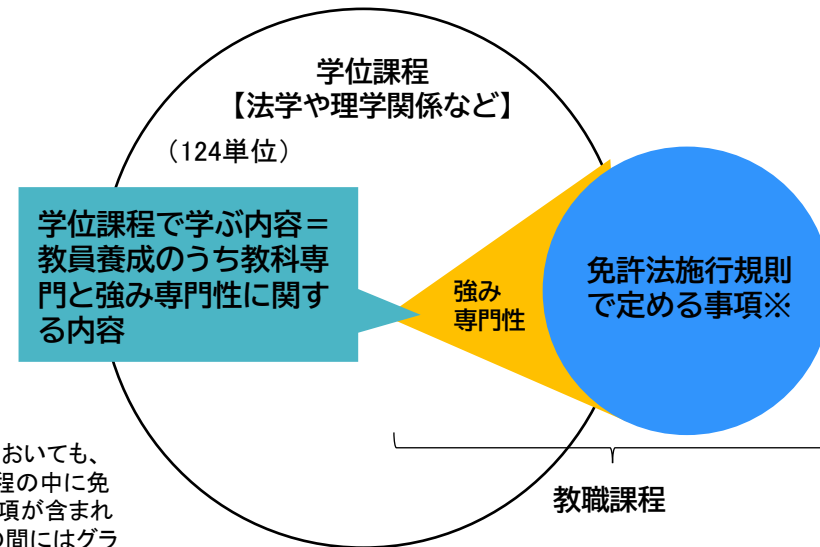
強み専門性のイメージ(たたき台)① 概要

(四年制大学の場合)

教員養成を主たる目的とする学部学科等



一般の学部学科等(※開放制)



※開放制の学部学科等においても、大学の運用により学位課程の中に免許法施行規則で定める事項が含まれる場合があるなど、両者の間にはグラデーションがあることに留意。

強み専門性(例)

- ① 学校教育や教科指導等の裏付けとなる各教科の専門的な事項に関する学習を学位課程全体を通じて修得(教育学、法学、理学、AI・データサイエンス 等)
- ② 指導法や児童生徒理解等を更に伸ばす科目を修得(生徒指導、教育相談、学校・学級経営、STEAM教育、他校種理解 等)
- ③ 特別支援学校や他校種・他教科等、他の教員免許状科目(の一部)を修得
- ④ 教員養成と親和性の高い、他の資格科目の一部を修得(保育士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、社会教育主事・社会教育士、司書、登録日本語教員 等)

強み専門性のイメージ(たたき台)② 学びの要素の例

【指導法や児童生徒理解等】

- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現する単元・題材デザイン論
- ・ 児童生徒が主体的に学ぶための学習環境設定
- ・ 多様な子供達にとって学びやすい基礎的環境整備・合理的配慮
- ・ 保護者理解と建設的対話
- ・ 認知科学・学習科学の知見を活かした授業づくり
- ・ 学習評価デザイン
- ・ 特異な才能のある児童生徒の才能の伸長と困難の軽減

【心理関係】

- ・ 社会・集団・家族心理学
- ・ 発達心理学
- ・ 障害者・障害児心理学
- ・ 心理的アセスメント
- ・ 心理学的支援法
- ・ 健康・医療心理学
- ・ 福祉心理学
- ・ 教育・学校心理学
- ・ 関係行政論

【幼保小の接続（特に保育関係）】

- ・ 保育内容の指導方法
- ・ 乳児保育
- ・ 子どもの食と栄養
- ・ 子どもの健康と安全
- ・ 子ども家庭支援論

【AI・データサイエンス関係】

- ・ 情報基礎
- ・ 統計学概論
- ・ データサイエンス概論
- ・ データエンジニアリング概論
- ・ 人工知能基礎

【特別支援教育】

- ・ 特別支援教育概論
- ・ 特別支援教育教育課程論
- ・ 発達障害教育論
- ・ 言語障害教育論
- ・ 重複障害教育論
- ・ 視覚障害教育論
- ・ 聴覚障害教育論
- ・ 知的障害教育論
- ・ 肢体不自由教育論
- ・ 病弱教育論

【日本語指導】

- ・ 外国人児童生徒等教育概論
- ・ 受入・校内体制づくり
- ・ 文化適応・アイデンティティ
- ・ 言語と認知の発達
- ・ 日本語の特徴
- ・ 子どもの日本語教育の理論と方法
- ・ 日本語指導の計画と実施
- ・ 社会参加とキャリア教育
- ・ 保護者・地域とのネットワーク構築
- ・ 実践研修

等